

国税庁からのお知らせについて（周知依頼）

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の内容につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。なお、以下の情報については、本会ホームページの会員向けトピックスにも掲載がございますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

（国税庁）

● 適格請求書発行事業者登録申請に係る e-Tax ソフト（WEB 版）を利用した代理送信マニュアル等について

国税庁では、令和3年10月1日から e-Tax による適格請求書発行事業者の登録申請を受け付けております。なお、登録申請手続は、パソコンを利用して申請する「e-Tax ソフト（WEB 版）」により行うことができますので、下記マニュアル等をご参照ください。

- 適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル～e-Tax ソフト（WEB 版）バージョン～《税理士の代理送信版》（国税庁作成）
- e-Tax ソフト（WEB 版）を利用した代理送信に関するよくある質問（国税庁作成）
- 《インボイス制度》メールアドレス・宛名登録マニュアル～登録通知データをすぐに確認するために～e-Tax ソフト（WEB 版）バージョン～（国税庁作成）
- 《インボイス制度》登録に係る登録通知データ確認マニュアル～e-Tax ソフト（WEB 版）バージョン～（国税庁作成）

※上記マニュアル等は、以下リンク先に全て掲載しております。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_shinei.htm

令和3年11月2日

中小企業業務対策部長 片山 和郎
中小企業業務対策部副部長 堀江 勤